



平成19年5月24日

各位

会社名 星光PMC株式会社
 代表者名 代表取締役社長 乗越 厚生
 (コード番号 4963 東証二部)
 問合せ先 取締役管理本部長 伊佐木 融
 (TEL. 03-6202-7331)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成19年6月26日開催予定の第40期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 第24条(代表取締役および役付取締役)の第1項と第2項との表現の統一を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査員の員数を欠くこととなる事態に備えて、株主総会で補欠の監査役の選任を提案いたします。当該補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間を伸長するため、第35条(補欠監査役)を新設するものであります。また、本新設に伴い、現行の第35条(監査役会の招集)以下の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	新定款(案)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第24条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第24条 (現行どおり)
2 当社の取締役会は、その決議により、取締役社長1名を <u>選任</u> するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を <u>選任</u> することができる。	2 当社の取締役会は、その決議により、取締役社長1名を <u>選定</u> するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を <u>選定</u> することができる。

現 行 定 款	新 定 款 (案)
第 5 章 監査役および監査役会	第 5 章 監査役および監査役会
(新 設)	(補欠監査役)
(新 設)	第 35 条 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
	2 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任のあった株主総会后 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第 35 条	第 36 条
) (省 略)) (現行どおり)
第 43 条	第 44 条

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 19 年 6 月 26 日 (火曜日)

定款変更の効力発生日

平成 19 年 6 月 26 日 (火曜日)

以 上